

商業施設士補認定基準

商業施設士資格審査・証明事業実施要領 第3条及び第10条第6項第一号の規定に基づき、商業施設士補の認定に係る諸要件を下記の通り定める。

記

I. 認定校卒業者（見込者）に対する「士補」の付与

商業施設士試験受験資格課程(認定校)において、次の要件を備えている者について、商業施設士補認定の申請があった場合、これを審査委員会に付議する。

審査委員会は、速やかに認定の可否を結審し、その結果を会長に報告するものとする。

[要件]

1. 本会が指定する認定課程の、各科目の単位を取得している者^{※1}、あるいは当該年度に取得見込み者であること。
2. 学校長の推薦がある者であること。
3. 在学中、学生としての品位を欠き、公序良俗に反する行為等により、推薦することが社会感情にそぐわない者については対象外とすること。
4. 原則として、本会が実施する講習会を受講したものであること。

(※1)既に単位取得し、卒業されている方もこの要件に含まれます。

[付記]

商業施設士補資格取得者は、申請により、商業施設士資格試験のうち、「学科試験」を免除とする。